

〔事案 28-333〕 契約解除無効請求

・平成 29 年 8 月 24 日 裁定不調

<事案の概要>

補足・訂正告知書の記載にもとづき、告知義務違反により契約を解除されたが、告知の際に募集人や募集代理店の元職員から「告知しなくてよいと告げられた」こと等を理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約したがん保険について、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)告知の際、募集人に対して便潜血検査について伝え、告知書の回答について「いいえで問題ないですね」などと確認したが、募集人はうなずくなどして、告知書の質問に「いいえ」と回答することを黙認していた。
- (2)契約前に、代理店の元職員に、便潜血検査について伝えたところ、告知しなくてよい旨を告げられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、10 年程前の既往症等について治療・投薬はない旨を聞いていたが、直近 2 年以内の便潜血による受診や治療については聞いていない。申立人は、通院歴はあるが病名は言いたくないと述べたため、既往症についても聞いていない。
- (2)募集人は、申立人に対して、告知義務違反による解除などについても説明しており、「はい」「いいえ」のどちらかに丸をつけるかなどの指示もしていない。
- (3)代理店の元職員は、申立人から既往症について聞いたが、「告知しなくてもよい」などと案内してはいない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知書作成の経緯等を確認するために、申立人および募集人の事情聴取を行った。なお、代理店の元職員については協力が得られず、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が告知義務違反の事実を知っていたとは認められず、また募集人が不告知教唆等をしたとは認められないものの、裁定申立に至るまでの経緯を踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。